## 「山の日」誕生!!

改正祝日法の今年度からの施行により、8月に新たな祝日が誕生します。

新たな祝日の増加は、1996年に「海の日」が追加されて以来、ちょうど 20年ぶりとなります。

この機会に祝日や山に関する資料を集めましたのでご覧ください。

## (戦後の祝日の主要な変遷)

1948年7月 「国民の休日に関する法律」公布・施行

「建国記念の日」「敬老の日」「体育の日」を追加 1966年6月

1973年4月 **「振替休日」**を制定(祝日が日曜の場合は翌日月曜日を祝日とする)

「国民の休日」を制定 (二つの祝日に挟まれた平日を祝日とする) 1985年12月

昭和天皇崩御に伴い、天皇誕生日を12月23日に変更 1989年2月

4月29日を「みどりの日」に制定

1995年3月 「**海の日」**を追加(施行は 1996 年)

いわゆる「八ッピーマンデー制度」を制定 1998年10月

「成人の日」「体育の日」に適用(2000年施行)

「海の日」「敬者の日」に八ッピーマンデー制度を適用(2003年施行) 2001年6月

「みどりの日」を5月4日に変更。4月29日を「昭和の日」に制定 2005年5月

5月3-5日が連続した祝日となったことに伴い、3日間の間に日曜日があ

る場合は、5月6日を振替休日とすることを決定

2014年5月 「山の日」を追加(2016年施行)

「山の日|誕生!! 2016年8月

~多い?少ない?ニッポンのお休み~

「山の日」を含めて、日本の祝日は年間 16 日あります。実は、 この日数は先進国の中では多い方です(10日前後の国が多い)。 しかし、日本の祝日が多いのは、長い休暇を取りにくい日本の労 衝慣行の中で、働く時間を短縮しようと祝日を増やしてきた側面 があり、連休化を促進する「ハッピーマンデー制度」も祝日を増 やすために設けられてきました。

祝日は多いけれど、それ以外に休める日はとても少ない、という のが、ちょっと切ない日本の現実のようです。せっかく増えた祝 日、どうかゆっくりお休みください。

## (戦前・戦後の祝日の比較)

戦前には「休日二関スル件」という明治憲法下の祝日法によって祝日が定められていました。 終戦後1948年に現在のいわゆる「祝日法」が制定されましたが、全く新たに設けられた 祝日もあれば、戦前の祝日を様々な形で引き継いでいるものもあります。

祝祭日は、その国の歴史や文化を様々に反映しています。現在の祝日と比べてみて下さい。

	休日二関スル件	国民の祝日に関する法律
	(昭和2年勅令)	(2014 最終改正)
1月	元始祭(3日)	元日 (1日)
	新年宴會(5日)	成人の日 (15日→第2月曜日) *1
2月	紀元節(11日)	建国記念の日(11日)
		*この祝日のみ、政令で定める日とされ、
		祝日法に日の定めがない
3月	春季皇靈祭 (春分日)	春分の日(春分日)
4月	神武天皇祭(3日)	昭和の日(29日)
	天長節(29日)	
5月	なし	憲法記念日(3日)
		みどりの日 (4日)
		こどもの日 (5日)
6月	なし	
7月	なし	海の日(第3月曜日)
8月	なし	山の日(11日)
9月	秋季皇靈祭 (秋分日)	敬老の日(15日→第2月曜日)
		秋分の日(秋分日)
10月	神嘗祭(17日)	体育の日(10日→第2月曜日)*2
11月	明治節(3日)	文化の日(3日)
	新嘗祭(23日)	勤労感謝の日(23日)
12月	大正天皇祭(25日)	天皇誕生日(23日)

\*1:成人の日は、元服の儀に由来

\*2:東京オリンピック開催日の10月10日に由来

制作:名古屋市西図書館(2016.7)